

2027年版福岡県民手帳の製作出版販売業務に関する仕様書

1 業務名

2027年版福岡県民手帳製作出版販売業務

2 業務内容

県は、掲載する情報・データを提供するとともに監修を行い、事業者は仕様書に基づき、編集・印刷・製本及び販売を実施する。

なお、詳細については、企画提案公募要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、県と事業者で協議の上決定する。

(1) 原案の作成

別紙「2027年版福岡県民手帳標準仕様書」に基づき、県が提供する情報・データ（以下「県提供データ」という。）とあわせて、原案を作成し、県の承認を得る。

なお、県提供データ以外の必要な情報は、事業者において確保し、使用承認等必要な手続をとること。また、県提供データについては、県の承認を得て、レイアウト、書体等の改良を加えてよいこととする。

(2) 原稿の点検・校正

県は、県提供データに係る原稿について点検・校正を行い、それ以外の原稿及び福岡県民手帳全体については、事業者において点検・校正を行うこと。

(3) 広報宣伝

事業者は、広く県民等に周知するための業務一切を行うこと。県は、広報宣伝に協力する。業者は県に対して、宣伝内容や宣伝開始日等について情報を共有すること。また、広報宣伝の初出については、令和8年9月4日までに県公式Xアカウント、県公式LINEアカウント、県ホームページ、少なくともいずれか1つ以上の媒体を用いて公開することとする。

(4) 出版・販売

福岡県民手帳を広く販売するため、書店等取扱店舗への委託販売契約等必要な手続を行った上で販売すること。県は販売に関与しないため、必要な事務手続は事業者において行い、事業者の責任において販売すること。販売は令和8年10月15日までに開始すること。

なお、上記期日までに販売を開始できないと業者が判断できる場合は、業者は県に対し協議の申し出を行い、県と事業者で協議の上、販売時期を令和8年10月16日から令和8年10月31日までの期間内で調整することができる。協議の申し出は予測不能な事態による場合を除き、令和8年8月1日までに行うこと。

また、県が行う広報宣伝用として、製作した福岡県民手帳200部を、販売を開始する日の7日前までに提供すること。

【納入場所】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟9階）

福岡県企画・地域振興部調査統計課統計普及班

3 著作権使用料について

(1) 算出方法（1冊当たりの著作権使用料率： %）

[販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）×1冊あたりの著作権使用料率 × 発行部数]

なお、著作権使用料の基礎となる部数は発行部数であり、売れ残った場合には返金しないで留意すること。

（2）支払方法

県は、請求書により事業者に著作権使用料を請求するものとする。事業者は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

4 製作・出版費用等

製作・出版（編集・印刷・製本）・販売・広報宣伝に要する全ての費用は事業者の負担とし、販売売上金は、事業者に帰属する。なお、この業務に伴う損失について県は補償等一切行わない。

5 販売状況の報告

必要に応じ、県から事業者に対し、発行部数及び販売状況について、報告を求めることがある。

6 その他

- （1）事業者は、契約締結後速やかに本製作出版販売業務のスケジュールを作成し、県に提出すること。
また、業務の実施に当たっては、県と協議の上で行うこと。
- （2）県との打ち合わせを必要に応じて行い、業務の進捗状況等について報告を行うこと。
打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、隨時連絡調整を行うこと。
- （3）業務実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- （4）事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
また、本業務終了後も同様とする。
- （5）事業者は、本業務を行うにあたり、県から提供を受けた情報等を2027年版福岡県民手帳の製作出版業務以外に利用し、又は第三者に提供することはできない。
- （6）業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。
- （7）業務実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- （8）この仕様書に定めのない事項については、別途県と協議の上決定すること。